

愛媛労発基 1127 第 1 号  
平成 30 年 11 月 27 日

関係団体の長 殿

愛媛労働局長



年末・年始等における労働災害防止対策の徹底について

労働災害の防止につきましては、平素より格別の御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内における休業 4 日以上之死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、平成 27 年に過去最少の 1,405 人となりましたが、以降は 2 年連続で増加となり、平成 29 年は 1,492 人となりました。

また、本年 10 月末現在の死傷者数は 1,111 人と前年同期比で 7 人 (0.6%) 増加しており、業種別では、特に建設業が 170 人 (前年同期比 +38 人 (+28.8%))、第 3 次産業が 452 人 (同 +42 人 (+10.2%)) と大幅に増加しており、第 3 次産業では、小売業が 114 人 (同 +18 人 (+10.2%))、社会福祉施設が 82 人 (同 +13 人 (+18.8%)) と増加が顕著となっています。

愛媛労働局では、本年度から 5 年間「愛媛第 13 次労働災害防止推進計画」により、「2022 年までに、死亡災害は、過去最少 (平成 26 年 10 人) を更新する 9 人以下に、死傷災害は、過去最少 (平成 27 年 1,405 人) を更新する 1,300 人台を目指し、8%以上減少させる。」という目標を設定し、増加傾向にある労働災害を減少に転じさせることを最重要事項として労働災害防止対策を推進していますが、現状は 3 年連続の増加が危惧される状況にあります。

特に、年末年始の期間 (平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日) においては、慌ただしい状況下での作業や、通常作業に加え設備等の清掃・点検・修理・立ち上げ等といった非定常作業が多くなることから、愛媛労働局では当該期間及び本年度後半における死亡災害の撲滅と一層の労働災害防止のため、業種毎の労働災害の 10 月末現在の発生状況に応じ、下記の重点対策の徹底を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本対策の趣旨を御理解いただき、傘下の会員事業場への周知、指導により労働災害防止対策の徹底を促していただきますようお願いいたします。

記



第1 全産業共通の重点対策（【 】内に特徴的な災害動向を記載）

1. 期間中の基本的実施事項

- (1) 期間中の安全衛生方針の樹立と経営トップ等による表明等
- (2) 労働者の安全衛生意識高揚対策（安全衛生教育等）の実施
- (3) リスクアセスメント等の実施による職場の危険箇所の洗い出しと対策の実施
- (4) 職場の安全衛生管理活動の実施状況の点検・確認、活性化対策の実施
- (5) 職場の安全パトロールの実施
- (6) KY活動等を利用した非定常時作業での災害防止対策の実施
- (7) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動等を利用した職場環境の整備  
▶別紙「職場の安全チェック」による職場安全チェックを実施

2. 業種横断的な対策の実施

(1) 転倒災害防止対策【多発 大幅増加】

- ア 転倒危険箇所の洗い出し、点検及び危険箇所の見える化の実施
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動等を利用した職場環境の整備（再掲）
- ウ 気象状況（積雪、凍結、大雨等）に留意した対策（転倒危険箇所の周知、履物の選択、転びにくい歩き方の励行等）実施
- エ 「STOP！転倒災害プロジェクト」にある災害事例等を活用した対策の実施

《参照 ※1》

(2) 交通労働災害防止対策【大幅増加 死亡災害発生】

- ア 道路貨物運送業、第三次産業を中心とした「交通労働災害防止のためのガイドライン」を活用した安全教育の実施等の対策の推進
- イ 冬季における、他車両からの視認性向上のため早朝・夕方に早めの点灯の励行、積雪や路面凍結等の情報収集、「急ハンドル」「急ブレーキ」など急の付く動作やスピードの出し過ぎへの注意喚起の実施

《参照 ※2》

(3) 腰痛の予防【病院、社会福祉施設 道路貨物運送業で増加】

- ア 「職場における腰痛防止対策指針」による対策の実施
- イ 非定常作業における腰に負担がかかる作業実施に係る作業方法、不自然な姿勢の防止等の教育、ストレッチ等腰痛防止体操実施等の対策の実施

《参照 ※3》

(4) 高齢労働者対策【年齢別で60歳以上が最多 増加】

- ア 高齢労働者の特性等による災害発生リスクの増加要因等の教育の実施

イ 高年齢労働者に配慮した転倒災害防止対策の実施（前掲）

【60歳以上 41.8% 転倒災害：大幅増加】

ウ 高年齢労働者に配慮した墜落・転落災害防止対策の実施【60歳以上 30.1%】

エ 「エイジアクション100」を活用した職場改善の実施

《参照 ※4》

## 第2 重点業種対策

1 製造業対策【はさまれ・巻き込まれ災害：多発 増加 死亡災害発生】

ア 機械の本質安全化の推進、安全装置等の機能保持、点検等時の停止徹底

イ 機械作業に係るリスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実行（再掲）

ウ 転倒災害防止対策の推進（再掲）

エ 法定教育を受けた職長による安全作業指示と人員の配置（対象業種）

オ 製造業のうち特に増加が顕著な業種での重点対策災害

・食料品製造業【前年同期比 6.2%増、転倒災害：多発、大幅増加、はさまれ巻き込まれ災害：大幅増加】

転倒災害、はさまれ巻き込まれ災害の防止対策の推進

2 建設業対策【墜落・転落災害：多発 大幅増加 死亡災害多発】

ア 「県下の建設現場での労働災害の大幅増加に係る《警報》」の「重点事項」に留意した対策の実施

イ 建設業労働災害防止協会愛媛支部が実施する「建設事業ノーダン運動」、「えひめ建設安全の日」の取組の推進

《参照 ※5》

3 道路貨物運送業対策【墜落・転落災害：多発】

ア 荷役作業における墜落・転落災害防止対策の推進

イ 交通労働災害防止対策の推進（再掲）

ウ 腰痛予防対策の推進（再掲）

4 農業対策【墜落・転落災害：多発、転倒災害：大幅増加 11月、12月多発傾向】

ア はしご、脚立、斜面からの墜落・転落防止対策の推進

イ 転倒災害防止対策の推進（再掲）【前年同期比 166.7%増】

ウ 安全教育及び安全管理活動等の実施

5 林業対策【飛来・落下災害、墜落・転落災害、切れこすれ災害：各多発】

ア 車両系木材伐出機械に係る作業の安全対策の徹底

イ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく労働災害防止対策の徹底

《参照 ※6》

6 第三次産業対策

(1) 小売業【大幅増加、転倒災害：多発 大幅増加、墜落・転落災害：大幅増加】

ア 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」による対策の推進

イ 転倒災害防止対策の推進（再掲）

ウ はしごの固定、脚立の安全な使用等による墜落・転落災害の防止対策の推進

エ 荷役作業における労働災害防止対策（荷主事業主による安全対策）の推進

オ 交通労働災害防止対策の推進（再掲）

(2) 社会福祉施設【大幅増加、転倒災害：多発 大幅増加】

ア 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」による対策の推進

イ 転倒災害防止対策の推進（再掲）

ウ 介護作業での腰痛予防対策の推進（再掲）

エ 交通労働災害防止対策の推進（再掲）

(3) 飲食店【切れこすれ災害：多発 大幅増加】

ア 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」による対策の推進

イ バックヤードの作業に着目した4S活動やKY活動の普及の推進

ウ 食品加工機械、包丁等の手工具による切れこすれ災害の防止対策の推進

エ 転倒災害防止対策の推進（再掲）

《「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」参照 ※7》

《参照》

※1 転倒災害防止 「STOP! 転倒災害プロジェクト」(厚生労働省ホームページ)

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

※2 交通労働災害の防止 (厚生労働省ホームページ)

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

※3 腰痛予防対策 《職場における労働衛生対策》(厚生労働省ホームページ)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html)

※4 高齢労働者の安全衛生対策 (厚生労働省ホームページ)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714\\_00001.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00001.html)

※5 県下の建設現場での労働災害の大幅増加に係る《警報》を発令します（愛媛労働局ホームページ）

[https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/news\\_topics/topics/20170414-02/20170125-1\\_00006.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/news_topics/topics/20170414-02/20170125-1_00006.html)

※6 「チェンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149351.html>

※7 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（厚生労働省ホームページ）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

中央労働災害防止協会ホームページにも「STOP！転倒災害プロジェクト」、「交通労働災害防止対策」、「エイジアクション100」、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」等の特設サイトがありますので、ご参照ください。（<https://www.jisha.or.jp>）

# 職場の安全チェック

別紙

- プラスティック、可燃ゴミ、紙は決められた場所に決められた容器に捨てる。
- 消火器や配電盤の周りに物を置かない。(いざというとき妨げになる)
- 消火器は遠くからでも配置場所がわかるよう高い位置にその旨を表示する。
- 階段、出入り口、非常口には物を置かない。
- 通路にはみ出して物を置かない(物を置く場合はテープ等で置き場を明示)
- 通路に電気配線を横切らせたり、はみ出させたりしない。
- 物の置き場所、置き方(種類別)、積み方(高さ)を決めて、守る。
- 必要な器具は種類別にそろえて置く。
- ロッカーの上に物を置かない。(扉の開閉の際、上から物が落ちてくる)
- 場所や物に対して責任者をはっきり決める。(担当エリアを決める)
- タイル床は濡れたら拭き取る(転倒防止)
- 靴は滑りにくい物を履く(転倒防止)

整理：必要な物と不要な物を区別し、不要な物を処分すること

整頓：必要な物の置き場所、置き方、並べ方を決め、使いやすく、わかりやすく整えて置くこと